

平成18年 8月30日発行

* * * * *
*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第39号） *

*

* * * * *

インデックス

【1】今週金曜日、9月1日より品目横断的経営安定対策の加入申請の受付が開始されます！

【2】19年度予算概算要求における担い手育成関連対策をご紹介します！

【3】5月1日現在の集落営農数は10,481
～「集落営農実態調査」結果を公表しました～

【4】地域の話題等

地域の麦作を守れ！～「JAたのふじ」管内における担い手育成の取組
(群馬県藤岡市、関東農政局発)

集落推進リーダー、JA事業で支援強化！

(JAならけん、近畿農政局発)

【1】今週金曜日、9月1日より品目横断的経営安定対策の加入申請の受付が開始されます！

いよいよ、戦後農政の大転換といわれる「品目横断的経営安定対策」の加入申請の受付が今週金曜日、9月1日より全国一斉に開始されます！

プレスリリースはこちら

http://www.maff.go.jp/www/press/2006/20060829press_5.html

品目横断的経営安定対策の創設は、これまで全農家を一律に対象として講じてきた支援の仕組みを、やる気と能力のある担い手に対象を限定して、その経営の安定を図る支援対策に転換するものであり、まさに戦後の農政を根本から見直すものとなっています。

今回の加入申請の受付は、今秋、麦を作付ける農業者であって「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けようとする農業者を対象に、9月1日～11月30日までの間に行われるものです。その他の農業者については、来年の4月1日～6月30日に受

付が行われることとなります。

加入申請の受付は全国の地方農政局、地方農政事務所等の受付窓口にて行いますが、受付窓口では書類の受付のほか、農業者や農業者団体等からの相談にも応じています。

また、申請に必要な書類や書類の記入方法は地方農政局、地方農政事務所等の受付窓口を用意しているほか、各種説明会等も開催していますので、詳しくは最寄りの地方農政局、地方農政事務所等にお問い合わせ下さい。

9月1日は、日本の農業を変える新たな対策のスタートの日です。本対策への加入を予定されている農業者の皆様、是非記念すべき加入申請受付初日に手続きを行われてはいかがでしょうか。

申請に必要な書類等については農林水産省のホームページからも入手が可能です。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/youshiki.html>

【2】19年度予算概算要求における担い手育成関連対策をご紹介します！

8月29日、19年度予算概算要求の内容を決定しました。農林水産省全体では、約3兆2千億円となり、対前年度比約113%となっています。

このうち、担い手育成関連については、「品目横断的経営安定対策」が19年産の所要額として1,700億円を計上するとともに、新たな発想に立った担い手支援策として「担い手育成・確保支援対策」を創設し、総額179億円を計上しました。

1 品目横断的経営安定対策（19年産総額：1,700億円）

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づき、担い手を対象として、その経営安定を図るため、以下の2つの対策を導入します。

(1) 生産条件不利補正対策（19年産総額：1,395億円）

麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについて、担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（諸外国との生産条件格差から生じる不利）を補うため、「過去の生産実績に基づく交付金」と「毎年の生産量・品質に基づく交付金」を交付します。

(2) 収入減少影響緩和対策（19年産総額：305億円）

米、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについて、担い手の販売収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するため、減収額の9割を補てんします。

2 担い手育成・確保支援対策（179億円）

19年度から21年度までの3年間の「集中改革期間」として、従来の発想を超えた斬新な手法で、担い手のニーズに即した支援を集中的・重点的に実施します。

(1) 担い手アクションサポート事業（35億円）

全国1,000ヶ所の「担い手育成総合支援協議会」に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、この窓口で、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。

(2) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（35億円）

地域合意に基づき「地域構造改革プロジェクト計画（仮称）」を作成した地区（構造改革重点地区）を対象として、担い手による融資を主体とした農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分を補助（事業費の3/10が限度）します。

また、上記に係る融資の円滑化を図るため、担い手の信用保証を拡大します。

(3) 担い手農地集積高度化促進事業（25億円）

担い手に対して農地をまとまった形で団地化して集積（面的集積）する場合に、その実績に応じて、農用地利用改善団体を通じて農地の出し手・受け手に「面的集積促進費」を支払います。

また、より大きな面的集積を実現した場合や、より長期の賃貸借契約を結んだ場合などには、基本額に加算額を加えて支払います。

(4) 担い手に対する金融上のメリット措置の拡充

ア スーパーL資金等の無利子化措置

（農山漁村振興基金からの利子助成：9億円）

3年間の「集中改革期間」に認定農業者が借り受けるスーパーL資金等を無利子で融通します。

イ 無担保・無保証人によるクイック融資（4億円）

担い手が緊急に必要とする小口の資金（限度額：500万円）について、最速1週間程度で、無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをつくります。

(5) 担い手経営革新促進事業（71億円）

新しい技術を導入しつつ、経営革新に取り組む担い手を、地域におけるモデル経営として設定し、その実践経費を支援します。

また、良品質な農産物を効率的に生産する担い手が、規模拡大や生産調整強化への対応により、過去の生産実績を超えて麦・大豆などを作付けする場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

- ・ 問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課（TEL：03-3502-8111）

次号では、品目横断的経営安定対策の導入に伴う新たな税制措置をご紹介します予定です。

【3】5月1日現在の集落営農数は10,481

～「集落営農実態調査」結果を公表しました～

本日8月30日、農林水産省ホームページにおいて、平成18年5月1日現在の「集落営農実態調査」結果を公表しました。

これをみると、全国の集落営農数は、この1年で981の集落営農が新たに設立されたことなどから、計10,481となり、対前年比で4.2%の増加となりました。

このうち、実質的な経営実態を伴い担い手として期待される「集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」は1,628となり、対前年比で10%増加しました。

加えて、規約・定款の整備状況、収支の一元経理の状況などの品目横断的経営安定対策の加入要件に関係する指標についても、前年に比べて軒並み上昇し、集落営農は量・質ともに向上していると考えられます。

また、今回の公表結果の中で、5月1日現在で全体の3割に当たる約3,000の集落営農が、品目横断的経営安定対策への加入意向を表しているとの結果も出ています。

「集落営農実態調査」結果については、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/ninaite/jittai_haaku.html

～「集落の農業の担い手育成に関する意向調査」結果も同日付けで公表～

集落営農がない水田集落の代表者が、行政と農業団体等が連携して進めている担い手育成運動に対して、どのような意識・意向を持っているのかを調査した「集落

の農業の担い手育成に関する意向調査」結果についても、同日付けでホームページ上で公表していますので、併せてご覧ください。

http://www.maff.go.jp/www/chiiki_joho/index.htm

【 4 】 地域の話題等

地域の麦作を守れ！～「JAたのふじ」管内における担い手育成の取組

(群馬県藤岡市、関東農政局発)

藤岡市では、水田の裏作として市内全域で麦作に取り組んでおり、同市内の水稲作付面積(594ha)に対する麦作付面積の割合は7割を超える(425ha)状況となっています。

一方、集落における高齢化の進展や後継者不足等の問題がある中で、同市を管轄区域の一部とするJAたのふじは、今後の地域農業の維持・発展を図る上では担い手の育成が欠かせないとして、品目横断的経営安定対策に対応し得る担い手の育成・確保に積極的に取り組むこととしました。

具体的には、麦の生産者を主体に担い手に農地を集積するのか、集落営農組織を設立するのか等について、JAの支所単位で農家の意向調査を行いながら、数十回に及ぶ集落座談会等を実施し、担い手の明確化等を進めてきました。

当初は、生産者の経営規模が小さいことや、集落営農組織の母体となる集団がなかったこと、また集落リーダーの確保が難しいこと等から、集落営農組織の設立は困難を極めました。粘り強く活動を進めてきた結果、JAたのふじ管内では6つの集落営農組織の設立が予定され、7月31日には、藤岡市美九里(みくり)地区を範囲とした集落営農組織「美九里営農組合」が組織化の第1号として誕生しました。

美九里営農組合は、元JA職員を代表者として農業者34名を構成員とする小麦の作業受託組織として発足し、平成19年産小麦については、生産予定面積29.2ha(生産予定数量149トン)の生産計画を立てています。将来的には水稲の作業受託への拡充を模索しており、構成員個人で所有する農業機械についても、今後は更新を行わないことで集落内の合意がとれています。また、法人化計画等の実現に向けて組織の充実を図っていくこととしています。

今後は、美九里営農組合が設立されたことを弾みにして、JA・市町村・県及び地方農政事務所のバックアップ体制の拡充強化を図りながら、JAたのふじ管内の残り5地域における集落営農組織の早期設立と同組織への農地の利用集積を促進していくこととしています。

- ・ 問い合わせ先：群馬農政事務所地域第一課 (TEL：027-343-7941)
群馬農政事務所農政推進課 (TEL：027-221-1181)

集落推進リーダー、ＪＡ事業で支援強化！

（ＪＡならけん、近畿農政局発）

奈良県下の４２のＪＡが合併して平成１１年に全国初の県全域単一合併農協として発足した「ＪＡならけん」では、本年４月に「奈良県担い手・遊休農地対策本部」を設置し、品目横断的経営安定対策の推進や、遊休農地の解消に向け、各関係機関が一体となり担い手の育成・確保への取り組みを進めています。

今回は、その取り組みの一つ「集落営農応援事業」について紹介します。これはＪＡならけん独自の事業で、集落推進リーダーが所属する県内の集落等を支援するものです。

この事業の内容は、集落の組織づくりの合意形成のための検討会、先進地の視察研修、効率的な農作業及び農産物の高品質化を行うためのほ場整備、共同利用機械の貸出し、リーダー等の資質向上のための研修会等に対して助成されるもので、国の助成を一層強化したものとなっています。

ＪＡならけんでは、この事業を通じて、地域の「土地と人」の実情に即した取り組みを行う元気な集落営農組織づくりを目指しています。

集落推進リーダーは、国の補助事業「集落営農育成・確保緊急支援事業」により、集落営農の組織化に向けた調整活動を行っており、本年８月現在、県内で４４名（３０集落）のリーダーが登用されています。

- ・ 問い合わせ先：ＪＡならけん担い手・遊休農地対策室（TEL：0742-27-4406）
奈良農政事務所農政推進課（TEL：0742-23-1281）

< 編集後記 >

品目横断的経営安定対策の加入申請が始まる９月１日は、暦の上では「二百十日」。これは、立春（２月４日）から数えて２１０日目ということで名付けられ、八朔（はっさく＝８月１日）・二百二十日とともに「嵐の来る日」とされています。

もちろん、米の収穫などが行われるこの実りの時期に、台風などが来襲しないことを切に祈るばかりですが、各地の地方農政事務所などに、加入申請者の方が嵐のようにドッと押し寄せ、受付担当者から嬉しい悲鳴が上がることを願っています。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>